

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー出向職員の待遇等に関する規程
(平成7年7月7日 規程第6号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「とっとりコンベンションビューロー」という。）に対し他の団体又は企業から出向した職員（以下「出向職員」という。）の待遇等に関し必要な事項を定める。

(適用)

第2条 出向職員は、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー就業規則（平成7年規則第1号）の定めに従うものとする。ただし、退職、休職、給与、表彰及び懲戒等に関する事項については、出向職員をとっとりコンベンションビューローに出向させた機関（以下「出向元機関」という。）と協議するものとする。

(調整)

第3条 この規程に関して疑義が生じた場合には、出向元機関と十分協議し、調整を図るものとする。

附則

この規程は、平成7年7月7日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。